

畜産第1234号
平成28年9月27日

公益社団法人 北海道獣医師会 様

北海道農政部生産振興局
畜産振興課家畜衛生担当課長

今冬シーズンに向けた豚流行性下痢の防疫措置の再徹底について

本病については、北海道内において、平成28年6月に3例の発生がありました。9月に全ての農場が非発生農場に復帰したところです。

本病は、現在も一部の県で散発的に発生が認められており、過去3年間を見ると、気温の低下する10月以降に本病の発生が増加していることを踏まえ、特に下記に留意し、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル（平成26年10月24日付け26消安第3377号）」並びに「豚流行性下痢防疫推進上の留意事項（平成26年12月17日付け畜産第1911号）」による対策について、関係者への周知、指導をお願いします。

なお、別記関係団体には通知済みですので申し添えます。

記

1 飼養衛生管理の徹底及びワクチンの適正使用について

本病の防疫対策としては、日頃からの飼養衛生管理の徹底とワクチンの適正使用が基本となるが、ワクチンの効果は、感染予防ではなく、子豚の発症の阻止及び症状の軽減であり、良好な畜舎環境の維持、ウイルスの侵入防止及びウイルス量の低減措置がより重要であること（マニュアルの7関係）。

2 畜産関係施設における対策の徹底

畜産関係施設（と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場）においては、施設敷地内の洗浄・消毒をこまめに実施するとともに、車両、作業車等の施設敷地内での動線の工夫により交差汚染を防止し、入退場時に車両、靴底、手指、運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施すること（マニュアルの4の（3）の②関係）。

（ 連絡先：家畜衛生グループ主査（防疫）
TEL 011-204-5441（ダイヤルイン）
FAX 011-232-1064 ）

関係団体

- ・北海道農業協同組合中央会
- ・ホクレン農業協同組合連合会
- ・北海道チクレン農業協同組合連合会
- ・北海道農業共済組合連合会
- ・全国農業協同組合連合会 札幌畜産生産事業所
- ・北海道家畜商業協同組合連合会
- ・一般社団法人 北海道酪農畜産協会
- ・公益社団法人 北海道家畜畜産物衛生指導協会
- ・公益社団法人 北海道畜産物価格安定基金協会
- ・地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場
- ・地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部根釧農業試験場
- ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門
北海道研究調整監
- ・一般社団法人北海道配合飼料価格安定基金協会
- ・北海道配合飼料卸商協議会
- ・北海道養豚生産者協会
- ・北海道指定種豚場協議会
- ・日本飼料工業会北海道支部
- ・北海道動物器薬協会
- ・北海道食肉センター運営連絡協議会
- ・北海道地区レンダリングブロック協議会
- ・株式会社 北海道畜産公社
- ・株式会社 シムコ
- ・プライフーズ株式会社北海道農場
- ・イワタニ・ケンボロー株式会社札幌営業所
- ・インターファーム株式会社 道南事業所
- ・インターファーム株式会社 知床事業所

豚流行性下痢マニュアル（抜粋）

4. 防疫措置

以下の各段階における対策が円滑に実施されるよう、農林水産省の方針に基づき、都道府県は現場での指導を行い、市町村及び自衛防疫団体等の関係機関はこれに協力する。

（1）農場への侵入防止対策

本病は主として糞便中に排出されたウイルスが直接的又は間接的に経口感染することで伝播し、病原体の農場への侵入は、感染豚の導入、感染豚の糞便に汚染された人、車両及び物品の持ち込み等によって起こると考えられている。

このため、飼養衛生管理基準の遵守を徹底することが農場への侵入防止対策として重要であることに留意し、家畜の所有者等は以下の対策を実施する。なお、これらの侵入防止対策は、本病の発生の有無にかかわらず、他疾病も含めた病原体侵入防止対策として、通常時から実施する。

① 農場における対策

家畜の所有者は、飼養衛生管理基準に基づき、設定された衛生管理区域内に必要な者を立ち入らせないようにするとともに、農場や畜舎の出入口での消毒、衣服の更衣、長靴の履き替え、入場者の記録の徹底等を行う。

作業者は、豚舎への入場の際、手指の洗浄・消毒を含め、身体を衛生的に保ち、衣服の更衣、長靴の履き替え等の衛生対策を確実に実施する。また、汚染の可能性のある手袋を装着した状態でドアノブ等に接触することがないように、頻繁に洗浄・消毒・交換する。

新たに豚を導入する際は、導入元農場における疾病の発生状況を確認し、可能な限り農場から離れた場所又は農場内の隔離された豚舎で2～4週間（14～28日間）の健康状態の観察を行う。隔離豚舎がない場合、可能な限り既存の豚群から分離した豚房で健康状態の観察を行う。当該豚群の作業者は専従とし、資機材も専用のもを使用する。これが困難な場合は、作業順を調整する、資機材を洗浄・消毒して使用するなど衛生上の区分管理を行う。異状が見られた場合は、既存の豚群と接触させないよう管理する。

本病と類似したウイルス性状のTGEでは、海外では豚舎や飼料倉庫に侵入した野鳥によって農場間伝播が起きる事例が少なからずあるとの報告があり、我が国の発生農場において捕獲された野生動物から本病のウイルス遺伝子が検出され、伝播経路として疑われる事例も報告されている。これらを踏まえ、

病原体の侵入及び感染拡大を防止するため、家畜の所有者は、食品残さも含め、屋外に飼料を露出させた状態にするなど、野鳥、ネズミ等の野生動物を農場に誘引するような環境を作らないよう措置を徹底する。

今回の流行の際に実施した疫学調査の中で、食品残さ利用飼料を給与する際に加熱処理が行われていない事例が確認された。畜産物を含む食品残さの処理については、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成25年6月26日付け25消安第1193号農林水産省消費・安全局長通知）の（別添）第1に基づき、当該食品残さの原材料が既に同等の条件で処理され、その後、汚染のおそれのない工程を経て給与されていることが確認される場合を除き、70℃、30分以上又は80℃、3分以上の加熱処理をすることとされており、家畜の所有者は、食品残さ利用飼料を給与する際は、その原料の由来及び加工工程を確認するとともに、必要に応じて適切な加熱処理を行う。我が国における本病の流行において、系列農場間で感染拡大した事例が複数報告されていることから、従業員、資機材、車両等が共通している農場で発生が確認された場合、家畜の所有者は、直ちに他の同一系列農場で飼養する豚の異状の有無を確認するとともに、人、物、車両等の洗浄及び消毒の再徹底を行い、農場への本病の侵入防止策を講じる。

② 農場訪問者における対策

（獣医師、飼料運送業者、死亡獣畜取扱業者、運送業者、建設業者等）

飼養衛生管理基準に規定される農場の衛生管理区域に立ち入る獣医師、家畜商（家畜運送集荷業者）、飼料運送業者、死亡獣畜取扱業者、運送業者及び建設業者等（以下「立入業者等」という。）は、衣服の更衣、長靴の履き替えに加え、前掛け、手袋、使用資機材等の交換又は消毒を励行する。当該立入業者等が車両で農場に入場する場合、当該車両のタイヤ回り（タイヤの溝を含む）、タイヤハウス、運転席（マット、ペダル等）、車両全体、手指及び靴底の念入りな消毒を行う。郵便配達、宅配業者、電気ガス業者等、衛生管理区域に立ち入る必要がない者に対しては、農場の看板等により衛生管理区域とそれ以外の区域との境界を確認できるようにし、衛生管理区域に立ち入らせないようにする。

飼料運送業者は、飼料の運搬の際に利用するパレット及びトランスバッグについて、可能な限り農場専用とし、複数の農場で共用する場合は、洗浄・消毒を徹底する。

（3）農場間の伝播防止対策

② 畜産関係施設における対策（と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場での対応）

本病が流行している米国において、これまで実施された疫学調査の結果、農場間伝播の主な要因の一つとして、家畜集合施設や出荷場所に立ち入った豚の運送車両を介した汚染が指摘されている。また、我が国においても、家畜運送車両や畜産関係施設の出入口で採取した材料から本病ウイルスの遺伝子が検出されている。このことに留意し、畜産関係施設は、本病の拡散原因とならないよう、施設敷地内の洗浄・消毒をこまめに実施するとともに、車両、作業員等の施設敷地内での動線の工夫により交差汚染を防止し、入退場時に車両、鞋底、手指、運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施できるようにする。また、受入時に死亡した豚は速やかに適正処理を行う。

農場及び畜産関係施設に出入りする関係者は、複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の洗浄及び消毒を徹底する。特に、と畜場出荷後の家畜運送車両は、車両全体を洗浄及び消毒し、中でも荷台については出荷豚を下ろす際に他農場由来の豚糞便に汚染される可能性があることから、確実に洗浄及び消毒を実施した上で退場する。家畜防疫員は、実効性のある防疫措置を講じられるよう衛生部局等の関係者と協力し、定期的に畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な対応を講じる。

また、都道府県は、発生農場からの出荷を受け入れると畜場に対して、洗浄及び消毒の徹底、敷料の区分管理、非発生農場との搬入方法の調整等、交差汚染リスクを最小化する措置について指導し、実効性のある感染拡大防止対策が講じられるよう、施設関係者と協力し、具体的な消毒の手順、消毒薬の選択、使用方法等を示し、説明や指導を繰り返し行うなど、きめ細かい対応を行う。

7. ワクチン～子豚損耗防止のためのワクチネーション～

(2) 家畜の所有者・畜産関係者による対策

家畜の所有者は、ワクチンの特徴を十分に理解し、次の点に留意して使用することが重要である。

① 用法・用量に従った使用

家畜の所有者は、管理獣医師等の指導に従い、妊娠中の繁殖母豚に対して適切な時期に2回の接種を行うなど、用法及び用量を厳守して使用する。

② 繁殖母豚の健康管理

ワクチンが効果を発揮するには、哺乳豚がワクチン接種を受けた繁殖母豚から常に哺乳できる環境を整えなければならない。このため、分娩舎を衛生的な状態に保つことや繁殖母豚のストレスを低減させる管理を行うなど、繁殖母豚の健康管理に努める必要がある。

また、分娩後は、繁殖母豚が十分に乳を出しているか、全ての哺乳豚が十分に乳を飲んでいるかを確認する。

③ 衛生的な飼養環境

子豚をウイルスに極力曝露させない対策が必要となる。特に、分娩舎では、日頃から清掃や消毒を徹底するとともに、排せつ物をこまめに適切に処理し、衛生的な飼養環境を維持する。あわせて、日々の飼養豚の健康観察を丁寧に行い、本病の早期発見に努めることも重要である。

④ ワクチンの継続的使用

ワクチンの活用により、本病の発生被害の低減が期待できることから、平時から継続的にワクチンを使用することが望ましい。ただし、ワクチンは豚舎消毒等の日常的な飼養衛生管理と併せて使用することが推奨され、ワクチンだけに依存した本病による損耗の防止は困難であることに留意する。一度本病が発生した農場においては、農場内全体で症状がみられなくなった後でも農場内にウイルスが残存するおそれがあることから、妊娠母豚へのワクチン接種を継続し（ブースター効果が期待される）、再発生のリスクを低減させることが効果的である。